

各都道府県・指定都市 障害者施策主管課 御中

内閣府政策統括官（共生・共助担当）付
参事官（障害者施策担当）付

障害者差別解消法に係る事業者向け説明会開催の周知について（依頼）

平素より障害者施策の推進に御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

事業者*による合理的配慮の提供の義務化等を含む障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第56号。以下「改正法」という。）が本年4月1日に施行されました。これを受け、内閣府では、事業者を対象とした改正法に係る説明会を下記のとおり開催します。

本説明会の開催にあたり、多くの事業者の御参加を賜りますよう、各都道府県におかれましては、貴都道府県の各部署、貴管内市町村（指定都市を除く。）、関係団体や地域の事業者等に対して、各政令指定都市におかれましては、貴市の各部署、関係団体や地域の事業者等に対して別添チラシを回付いただき、幅広く周知いただきますようお願いいたします。

お忙しいところ誠に恐れ入りますが、本説明会の開催趣旨に御理解を賜りますとともに御協力いただきますよう、何卒、よろしくをお願いいたします。

※本法において「事業者」とは、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、反復継続して行われる同種の行為を行う者を指し、社会福祉法人や特定非営利活動法人も含まれます。

記

日 時 別添チラシを御参照ください。

開催方法 オンラインにて開催

内 容 障害者差別解消法の概要等について

参加申込 別添チラシに記載のURLもしくはQRコードよりお申込みください。

申込締切 令和6年5月27日（月）

※配布資料について、点字の資料を希望される場合は、令和6年5月13日（月）までに御連絡ください。

問合せ先 株式会社ツクルス

障害者差別解消支援地域協議会に係る体制整備・強化及び相談対応力向上
ブロック研修会 運営事務局

TEL：03-6914-6004

MAIL：block-kensyukai2024@itto.co

内閣府政策統括官（共生・共助担当）付
参事官（障害者施策担当）

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

TEL：03-5253-2111（代表）